

岩手県告示第525号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年5月27日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 伊藤建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺男石一丁目3番10号
    - ウ 代表者の氏名 高橋稔也
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－1）第1245号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル工事業及び内装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年5月26日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル工事業及び内装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年5月13日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 北上鐵工株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市北工業団地2番10号
    - ウ 代表者の氏名 眞島義範
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－28）第2867号
  - (3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年4月15日付けで機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年5月19日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 藤本建築板金
    - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町陣ヶ岡字幅57番地2
    - ウ 代表者の氏名 藤本義家
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－28）第5352号
  - (3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年5月17日付けで屋根工事業及び板金工事業許可を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年6月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社山下タイル工業
    - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町桜町字浦田8番地の1
    - ウ 代表者の氏名 山下俊明
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－28）第6555号
  - (3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和3年5月31日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日 令和3年5月28日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社菅原電工
- イ 主たる営業所の所在地 一関市字沼田17番地
- ウ 代表者の氏名 菅原昌之
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第7224号
- (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年5月27日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 令和3年6月11日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社佐藤産業
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂四丁目5番13号
- ウ 代表者の氏名 佐藤幸雄
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第7833号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年6月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 令和3年5月17日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社木下建設
- イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町山田第17地割98番地
- ウ 代表者の氏名 木下志き子
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第7835号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年5月13日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 。
- 8 (1) 処分をした年月日 令和3年5月12日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社金野工務店
- イ 主たる営業所の所在地 遠野市上郷町板沢11地割12番地7
- ウ 代表者の氏名 金野陽一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第7908号
- (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和3年4月22日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 令和3年5月11日
- (2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社日進電機

イ 主たる営業所の所在地 花巻市四日町一丁目9番34号

ウ 代表者の氏名 高野橋節男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第8367号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年5月6日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和3年5月31日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社タスク

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割2番512

ウ 代表者の氏名 西館亮太

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一28）第20158号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年5月27日付けで建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 令和3年6月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 安ヶ平建匠

イ 主たる営業所の所在地 滝沢市鶴飼鬼越16番地238

ウ 代表者の氏名 安ヶ平圭一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第21034号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年6月3日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 令和3年6月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社蜂谷木材

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢小山字野中120番地1

ウ 代表者の氏名 蜂谷勝実

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一28）第60268号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年6月3日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 令和3年6月10日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 エンドー工業

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢姉体町字殿野起199番地5

ウ 代表者の氏名 遠藤寿也

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一29）第60278号

(3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年6月4日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 令和3年5月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 千葉ラジオ店

イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町奥玉字中日向236番地15

ウ 代表者の氏名 千葉美彦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第70166号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年5月12日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 令和3年6月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 伊藤建具製作所

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字明神前16番地1

ウ 代表者の氏名 伊藤勝二

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第90053号

(3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年6月1日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 令和3年5月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 飯岡興業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 宮古市近内六丁目3番6号

ウ 代表者の氏名 飯岡力

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-28)第220204号

(3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年5月27日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 令和3年5月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社藤徹組

イ 主たる営業所の所在地 花巻市太田第57地割94番地

ウ 代表者の氏名 藤原修

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-29)第467号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年5月14日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。